

1 事業の概要

地域経済の活性化を図るために、宇部市内の起業家に対し、「ふるさと起業家支援金」を交付しています。



〈携帯で閲覧の場合はコチラ〉

2 支援金の交付資格

宇部市創業支援事業計画における認定特定創業支援事業を受けたもので、事業計画書を策定している方

3 対象者

- (1) 一般枠：認定特定創業支援事業の修了者
- (2) 中山間地域枠：一般枠に該当し、中山間地域（厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部）で起業する者
- (3) 特別枠：認定特定創業支援事業修了者であり、かつ、宇部市認定連携創業支援事業者が実施するビジネスプランコンテストの上位者又は魅力ある事業、成長性のある事業を提案した者など認定連携創業支援事業者から特に推薦がある者
- (4) 中山間地域特別枠：特別枠に該当し、中山間地域で起業する者

4 支援金

◆限度額

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 一般枠 | 200,000 円 |
| (2) 中山間地域枠 | 500,000 円 |
| (3) 特別枠 | 1,000,000 円 |
| (4) 中山間地域特別枠 | 1,500,000 円 |

5 支援金

次に掲げる 1 から 4 まですべての要件が必要です。

- (1) 認定特定創業支援事業において作成したビジネスプランに基づく起業であること。
- (2) 資格の有効期間は特定創業支援事業の修了時から 2 年を経過した日が属する市の会計年度末の日までとする。
- (3) 資格の有効期間内に宇部市内で起業し、起業時において市税、国民健康保険料及び介護保険料の滞納がないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条により定める風俗営業などでないこと。

6 担当部局

総合戦略局 ICT・地域イノベーション推進グループ

電話番号：0836-34-8531

